

「生命科学・医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：東北医科薬科大学病院

受付番号	2023-2-048
倫理審査（初回審査）	2023年10月30日
研究課題名	術前歩行速度の違いによる心臓外科術後経過の比較
研究の対象	2020年4月1日～2023年3月31日までに当院で心臓手術を受けた65歳以上の患者のうち、術前待機入院10日以内および術前後で諸検査項目が確認できた患者
研究の目的・方法	手術前の歩行速度の違いが心臓外科術後経過や術前後の身体機能にどのように影響を及ぼすかを検討します。4m歩行速度が0.88m/sec以上を通常群、0.88m/sec以下を低下群として、術後リハビリ進行状況や在院日数、術前後の身体機能を比較・検討を行います。 ・研究実施期間：2023年10月31日～2023年12月10日
調査データ該当期間	西暦2020年4月1日～西暦2023年3月31日
研究に用いる試料・情報の種類	1) 研究対象者背景 性別、年齢、既往歴、現病歴、NYHA分類、家族背景(同居家族の有無)、介護等級および利用状況、フレイル検査(改訂J-CHS基準)、合併症 2) 一般身体所見 身長、体重、BMI 3) 術前、術後の臨床検査 血液学的検査：ヘモグロビン 生化学的検査：CRP、BUN、血清Cre、eGFR、アルブミン、Na、BNP、NTproBNP、 心臓緒音波検査：左室駆出率、左房径、E/e' 運動機能検査：10m最大歩行速度、握力、SPPB、膝伸展筋力 認知機能検査：MMSE ADL検査：FIM 4) 手術所見 手術名、手術時間、麻酔時間、術中最低体温、体外循環時間、出血量、術中合併症 5) その他 術後療法の有無とその内容、リハビリテーション科への転科の有無

お問い合わせ先	<p>本研究に関するご質問等がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することができますのでお申し出ください。</p> <p>また、情報が当該研究に用いられることについて、研究対象者もしくは研究対象者の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申し出ください。その場合でも、研究対象者に不利益が生じることはありません。</p> <p>【照会先及び研究への利用を拒否する場合の連絡先】 〒983-8536 仙台市宮城野区福室 1-12-1 TEL：022-259-1221 東北医科薬科大学病院 リハビリテーション部 研究責任者 太田 裕也</p>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第 21 条>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。診療情報に関する保有個人情報については、東北医科薬科大学病院 医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「個人情報保護方針」をご覧ください。

【東北医科薬科大学病院 個人情報、患者さんの権利】

https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/about/privacy_policy.html

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第 33 条>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合